

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十九 (略)</p> <p>三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハ）に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。</p> <p>三十一 (略)</p> <p>(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十九 (略)</p> <p>三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。</p> <p>三十一 (略)</p> <p>(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第</p>

三号ハからヘまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ〜ニ (略)

ホ 第十条第一項第一号ニ、ホ又はヘに掲げる書面

二 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む

三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ〜ニ (略)

ホ 第十条第一項第一号ホ、ヘ又はトに掲げる書面

二 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む

。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ (略)

二・三 (略)

3～8 (略)

(公告の方法)

第十七条の二 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、同府令第二条(第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行われなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子

。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ (略)

二・三 (略)

3～8 (略)

(新設)

開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない（既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項の規定による届出を行っている場合を除く。）」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 令第四条の二第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第十七条の三 令第四条の二第三項の規定により金融庁長官の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

- 一 公告をする者の商号又は名称
- 二 公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地
- 三 電子公告による公告をすることができない理由
- 四 電子公告に代えて公告する方法

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

（新設）

二 金融庁長官が指定する方法

(公告の中断の内容の公告)

第十七条の四 令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 公告の中断の期間
- 二 公告の中断の原因

(新設)

1 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																																																																																				
<p><b>第二号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)～(3) (略) (4)【所有者別状況】(40) 年 月 日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="8">株式の状況（1単元の株式数 株）</th> <th rowspan="3">単元未 満株式 の状況 (株)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">政府及 び地方 公共団 体</th> <th rowspan="2">金融機 関</th> <th rowspan="2">証券会 社</th> <th rowspan="2">その他 の法人</th> <th colspan="2">外国法人等</th> <th rowspan="2">個人そ の他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>個人以 外</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数 (人)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>所有株式 数 (単元)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>所有株式 数の割合 (%)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(7) (略) 2～6 (略) 第5・第6 (略) 第7【提出会社の参考情報】</p>	区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	個人以 外	個人	株主数 (人)										所有株式 数 (単元)										所有株式 数の割合 (%)										<p><b>第二号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)～(3) (略) (4)【所有者別状況】(40) 年 月 日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="8">株式の状況（1単元の株式数 株）</th> <th rowspan="3">単元未 満株式 の状況 (株)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">政府及 び地方 公共団 体</th> <th rowspan="2">金融機 関</th> <th rowspan="2">証券会 社</th> <th rowspan="2">その他 の法人</th> <th>外国法</th> <th>外国法</th> <th rowspan="2">個人そ の他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>人等</th> <th>人等の うち個 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数 (人)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>所有株式 数 (単元)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>所有株式 数の割合 (%)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(7) (略) 2～6 (略) 第5・第6 (略) 第7【提出会社の参考情報】(70)</p>	区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法	外国法	個人そ の他	計	人等	人等の うち個 人	株主数 (人)										所有株式 数 (単元)										所有株式 数の割合 (%)									
区分		株式の状況（1単元の株式数 株）													単元未 満株式 の状況 (株)																																																																																						
		政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計																																																																																												
	個人以 外					個人																																																																																															
株主数 (人)																																																																																																					
所有株式 数 (単元)																																																																																																					
所有株式 数の割合 (%)																																																																																																					
区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)																																																																																												
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法	外国法	個人そ の他	計																																																																																													
					人等	人等の うち個 人																																																																																															
株主数 (人)																																																																																																					
所有株式 数 (単元)																																																																																																					
所有株式 数の割合 (%)																																																																																																					

1 【提出会社の親会社の情報】 (70)

2 【その他の参考情報】 (70-2)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(39) (略)

(40) 所有者別状況

a (略)

b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。

d (略)

(41) 大株主の状況

a (略)

b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

d (略)

e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の1第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(42) (略)

(43)～(51) (略)

(52) 役員状況

a (略)

b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c～e (略)

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区

(新設)

(新設)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(39) (略)

(40) 所有者別状況

a (略)

(新設)

b 「外国法人等」の欄には、外国国籍を有する個人及び外国の法令に基づいて設立された法人等について記載し、その個人について内書きすること。

c (略)

(41) 大株主の状況

a (略)

(新設)

b 大株主は所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

c (略)

d 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(42) (略)

(43)～(51) (略)

(52) 役員状況

a (略)

(新設)

b～d (略)

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区

<p>分した内容)、監査報酬の内容(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容)について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>分した内容)、監査報酬の内容(監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容)について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>
<p>b 内部監査及び監査役(監査委員会)監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>c 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>d 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社に係る継続監査年数(当該年数が7年を超える場合に限る。)、監査業務に係る補助者の構成並びに監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>e (略)</p>	<p>b (略)</p>
<p>(53) (略)</p>	<p>(53) (略)</p>
<p>(54) 連結財務諸表</p>	<p>(54) 連結財務諸表</p>
<p>a (略)</p>	<p>a (略)</p>
<p>b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に従い、適正な科目による適切な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>c (略)</p>	<p>b (略)</p>
<p>(55)～(60) (略)</p>	<p>(55)～(60) (略)</p>
<p>(61) 財務諸表</p>	<p>(61) 財務諸表</p>
<p>a (略)</p>	<p>a (略)</p>
<p>b 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>c～f (略)</p>	<p>b～e (略)</p>
<p>(62)～(69) (略)</p>	<p>(62)～(69) (略)</p>
<p>(70) 提出会社の親会社の情報</p>	<p>(新設)</p>
<p>a 提出会社の親会社が継続開示会社でない場合(当該親会社が発行者である有価証券が外国証券取引所(本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。aにおいて同じ。)に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。)の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある場合を除く。)には、次に掲げる事項(当該親会社が外国会社の場合には次に掲げる事項に準ずるもの)を記載すること。</p>	
<p>(a) 当該親会社の名称、株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況</p>	
<p>(b) 届出書提出日現在の当該親会社の最近事業年度末における当該親会社の商法第281</p>	

条第1項に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（以下この号において「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項に掲げる計算書類等を含む。以下この号において同じ。）（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）を添付すること。）

b 親会社の株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員は、「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」欄中「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」及び「(5) 大株主の状況」並びに「5 役員は状況」に準じて記載すること。

c 親会社の計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を届出書に添付することができる。

d a(a)及び(b)事項の全部又は一部について記載又は添付できない場合にはその理由を、親会社がない場合にはその旨を、親会社が継続開示会社である場合にはその旨及び親会社の名称を記載すること。

e この号において、親会社とは、会社及び当該会社が総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人（仮設人を含む。eにおいて同じ。）の名義をもつて所有する会社その他の者（eにおいて「被支配会社等」といい、当該会社及び当該被支配会社等が合せて他の会社その他の者の総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の会社その他の者についても被支配会社等とみなしてeの規定を適用する。）が合せて提出会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

(70-2) その他の参考情報

a～c (略)

(71)～(77) (略)

(70) 提出会社の参考情報

a～c (略)

(71)～(77) (略)

改正案

現行

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書  
(略)

第一部 (略)

第二部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1)～(3) (略)

(4) 【所有者別状況】 (40)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)									

(5)～(6) (略)

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書  
(略)

第一部 (略)

第二部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1)～(3) (略)

(4) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法 人等	外国法 人等の うち個 人	個人そ の他	計	
株主数 (人)									
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)									

(5)～(6) (略)

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(14) (略)

(記載上の注意)

(1)～(14) (略)

改正案

現行

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書  
(略)

第一部 (略)

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1～3 (略)

4 【株式等の状況】 (28)

(1)～(3) (略)

(4) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)									

(5)～(7) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第三部～第五部 (略)

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書  
(略)

第一部 (略)

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1～3 (略)

4 【株式等の状況】 (28)

(1)～(3) (略)

(4) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法	外国法	個人そ の他	計	
					人等	人等 のうち個 人			
株主数 (人)									
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)									

(5)～(7) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第三部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(49) (略)

(記載上の注意)

(1)～(49) (略)

改正案

現行

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書  
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(3) (略)

(4)【所有者別状況】 (19)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)									

(5)～(7) (略)

2～6 (略)

第5・第6 (略)

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社の情報】 (49)

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書  
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(3) (略)

(4)【所有者別状況】 (19)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法 人等	外国法 人等 のうち個 人	個人そ の他	計	
株主数 (人)									
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)									

(5)～(7) (略)

2～6 (略)

第5・第6 (略)

第7【提出会社の参考情報】 (49)

(新設)

2 【その他の参考情報】(49-2)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(18) (略)

(19) 所有者別状況

a (略)

b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。

d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(20) 大株主の状況

a (略)

b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

d (略)

e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(21)～(30) (略)

(31) 役員の状況

a・b (略)

c 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義のものを含めた実質所有により記載すること。

d 相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。

(31-2)～(32) (略)

(33) 連結財務諸表

a (略)

b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c (略)

(34)～(39) (略)

(新設)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(18) (略)

(19) 所有者別状況

a (略)

(新設)

b 「外国法人等」の欄には、外国国籍を有する個人及び外国の法令に基づいて設立された法人等について記載し、その個人について内書きすること。

c 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(20) 大株主の状況

a (略)

(新設)

b 大株主は所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

c (略)

(新設)

(21)～(30) (略)

(31) 役員の状況

a・b (略)

(新設)

c 相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。

(31-2)～(32) (略)

(33) 連結財務諸表

a (略)

(新設)

b (略)

(34)～(39) (略)

- (40) 財務諸表
- a (略)
- b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c～f (略)
- (41)～(48) (略)
- (49) 提出会社の親会社の情報
- a 提出会社の親会社が継続開示会社でない場合（当該親会社が発行者である有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。aにおいて同じ。）に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある場合を除く。）には、次に掲げる事項（当該親会社が外国会社の場合には次に掲げる事項に準ずるもの）を記載すること。
- (a) 当該親会社の名称、株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況
- (b) 提出会社の当事業年度末以前の当該親会社の最近事業年度末における当該親会社の商法第281条第1項に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（以下この号において「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項に掲げる計算書類等を含む。以下この号において同じ。）（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）を添付すること。）
- b 親会社の株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員の状況は、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」欄中「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」及び「(5) 大株主の状況」並びに「5 役員の状況」に準じて記載すること。
- c 親会社の計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を届出書に添付することができる。
- d a(a)及び(b)事項の全部又は一部について記載又は添付できない場合にはその理由を、親会社がない場合にはその旨を、親会社が継続開示会社である場合にはその旨及び親会社の名称を記載すること。
- e この号において、親会社とは、会社及び当該会社が総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人（仮設人を含む。eにおいて同じ。）の名義をもって所有する会社その他の者（eにおいて「被支配会社等」といい、当該会社及び当該被支配会社等が合せて他の会社その他の者の総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の会社その他の者についても被支配会社等とみなしてeの規定を適用する

- (40) 財務諸表
- a (略)  
(新設)
- b～e (略)
- (41)～(48) (略)  
(新設)

。 ) が合せて提出会社の総株主の議決権の 1 0 0 分の 5 0 を超える議決権に係る株式を自  
己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

(49-2) その他の参考情報

a ~ c (略)

(50) ~ (54) (略)

(49) 提出会社の参考情報

a ~ c (略)

(50) ~ (54) (略)

改正案

現行

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書  
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4【株式等の状況】 (7)

(1)～(3) (略)

(4)【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)							100		—

(5)～(7) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書  
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4【株式等の状況】 (7)

(1)～(3) (略)

(4)【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法 人等	外国法 人等 のうち個 人	個人そ の他	計	
株主数 (人)									—
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)							100		—

(5)～(7) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(21) (略)

(22) 財務諸表

a (略)

b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c～e (略)

(23)～(37) (略)

(記載上の注意)

(1)～(21) (略)

(22) 財務諸表

a (略)

(新設)

b～d (略)

(23)～(37) (略)

改正案

現行

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書  
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(3) (略)

(4)【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)							100		—

(5)・(6) (略)

2～5 (略)

第5～第8 (略)

第二部 (略)

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書  
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(3) (略)

(4)【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	証券会 社	その他 の法人	外国法 人等	外国法 人等 のうち個 人	個人そ の他	計	
株主数 (人)									—
所有株式 数 (単元)									
所有株式 数の割合 (%)							100		—

(5)・(6) (略)

2～5 (略)

第5～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)  
(略)

(記載上の注意)  
(略)

改 正 案	現 行
<p><b>第五号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (16) (略) (17) 大株主の状況 a・b (略) c 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。 d・e (略) (18) ～ (19) (略) (20) 役員状況 a (略) b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。 c～e (略) (21) (略) (22) 中間連結財務諸表 a (略) b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。 c (略) (23)～(27) (略) (28) 中間財務諸表 a (略) b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。 c (略) (29)～(38) (略)</p>	<p><b>第五号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (16) (略) (17) 大株主の状況 a・b (略) (新設) c・d (略) (18) ～ (19) (略) (20) 役員状況 a (略) (新設) b～d (略) (21) (略) (22) 中間連結財務諸表 a (略) (新設) b (略) (23)～(27) (略) (28) 中間財務諸表 a (略) (新設) b (略) (29)～(38) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><b>【第十九号様式】</b></p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p>_____ 財務(支)局長 殿</p> <p>電子開示システムにより電子公告を行いたいので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融庁整備番号(3)</li> <li>2. 登録届出者の名称(4)</li> <li>3. 代表者の役職氏名(5)</li> <li>4. 本店所在地(6)</li> <li>5. 電話番号(7)</li> <li>6. 事務連絡者の役職氏名(8)</li> <li>7. 連絡場所(9)</li> <li>8. 連絡先電話番号(10)</li> <li>9. 連絡先FAX番号(11)</li> <li>10. 連絡先電子メールアドレス(12)</li> <li>11. その他(13)</li> </ol> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 登録届出者が外国法人である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「5. 電話番号」の次に「5-2 代理人の氏名又は名称」、「5-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)、「5-4 代理人の住所又は所在地」及び「5-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「6. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務連絡者(当該電子公告届出者に係る担当者をいう。以下同じ。)について記載すること。</p> <p>(2) 添付書類 第17条の2第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成14年内閣府令第45号)第2条第6項各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) 金融庁整備番号 金融庁整備番号(金融庁より付与された提出者番号をいう。)がある場合に記載すること。</p> <p>(4) 登録届出者の名称 登録届出者の名称を記載すること。</p> <p>(5) 代表者の役職氏名 代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。</p>	<p>(新設)</p>

- |  |  |
|--|--|
| <p>(6) 本店所在地<br/>本店所在地を郵便番号とともに記載すること。</p> <p>(7) 電話番号<br/>法人の代表番号等（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。</p> <p>(8) 事務連絡者の役職氏名<br/>事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。</p> <p>(9) 連絡場所<br/>事務連絡者に係る連絡場所の所在地を記載すること</p> <p>(10) 連絡先電話番号<br/>連絡場所の電話番号を記載すること。</p> <p>(11) 連絡先FAX番号<br/>連絡場所のFAX番号を記載すること。</p> <p>(12) 連絡先電子メールアドレス<br/>事務連絡者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。</p> <p>(13) その他<br/>その他記載すべき事項があれば記載すること。</p> |  |
|--|--|